

県営土地改良事業変更計画概要書

事業名	農業用排水施設整備事業
地区名	道前釜之口上地区
事業主体	愛媛県

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・道前釜之口上地区）変更計画概要書

1 変更の概要

単位：千円

工 種	変更前		変更後		増 減	
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
純工事費		645,000		1,046,540		401,540
用排水路工	2,410m	580,000	2,560m	901,540	150m	321,540
管理用道路	1,160m	42,000	1,630m	111,000	470m	69,000
取水ゲート	10 箇所	23,000	10 箇所	34,000	—	11,000
測量試験費		65,000		108,000		43,000
用地買収及び補償費		40,000		58,000		18,000
小計		750,000		1,212,540		462,540
事務費		37,500		60,627		23,127
合計		787,500		1,273,167		485,667

2 変更の理由

(1) 事業費の変更

工事用仮設道路、県道横断箇所の迂回路設置、管理用道路延長の追加により事業費が増となった。

(2) 受益面積の変更

受益面積 1,133ha から 1,116ha (17ha 減)

3 事業計画変更概要

第1章 目的

本地区は、昭和 28 年度から昭和 31 年度に県営かんがい排水事業により造成された水路を更新整備するものである。当該施設は、下流農地 1,116ha に用水を供給する主要な農業水利施設であるが、近年、漏水が著しく補修費が増大するなど、年々、担い手の管理負担が増加しているほか、今後の劣化進行により補修対応では困難な箇所も多く見受けられる状況にある。

このため、緊急性の高い箇所から順次更新整備し、農業用水の安定供給と施設の維持管理負担の軽減を図り、地域農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

第2章 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

西条市氷見、今在家、広江、北条、玉之江、石田、吉田、周布、小松町新屋敷、丹原願連寺
丹原町池田、丹原町吉田、丹原町丹原、丹原町今井、丹原町高松、丹原町北田野
丹原町田野上方、丹原町長野

(2) 当該土地改良事業施行にかかる地域の現況

1. 土地現況

当地域は、2 級河川中山川左岸沿岸に広がる平野部に位置し、標高 10～30m 程度の緩やかな水田地域である。

2. 気象

瀬戸内海に隣接する当地区は、いわゆる瀬戸内海気候で、晴天の日が多く、平均気温は 16℃で季節の較差が少なく、平均雨量は 1,500mm 程度である。

3. 水利状況

当区域内では、河川、ため池及び国営かんがい排水事業道前道後平野地区による用水を水源としている。基幹水路は、用排兼用水路で、経年変化及び周辺土地利用等の変化により施設の老朽化及び損傷が著しく非常に危険な状況になっており、年々の維持管理費も増加の一途をたどっている。

4. 営農状況

当地区は平坦農村地域で、米・野菜等を主体としている。

5. 地域環境の概況

当区域は、狭小なほ場が多く、農業者の高齢化、担い手不足が懸念されているところであるが、平成 19 年度には、国営農業水利事業によって、本施設上流に志河川ダムが完成し、冬季用水の確保など、受益地では施設園芸をはじめとする多様な営農展開が可能な基盤が整備されつつある。

第3章 基本計画

改修区間は、釜之口幹線水路全線 3,693mのうち、釜之口堰取水口下流部から県営 3 号幹線水路分水口までの 2,560mについて現況水路の線形を基本として改修を行い、その水路機能・形式は、用排兼用の開水路形式で計画する。

併せて、当該水路の維持管理施設として管理用道路が未整備の区間については管理用道路を新設するとともに、取水操作のゲートを改修する。

また、環境との調和への配慮に関しては、工事中の水質汚濁防止対策を講じるなど工事区域周辺の環境負荷軽減をはかる。

第4章 工事及び管理の要領

第1節 工事内容

用排水路工 L=2,560m

管理道路 L=1,630m

取水ゲート 10 箇所

第2節 工期

平成 28 年度～令和 10 年度

第3節 管理の方法

事業完了後は、道前平野土地改良区が管理する。

第5章 費用の概算

事業費 1,212,540 千円

事務費 60,627 千円

第6章 効用

	作物生産 効 果	営農経費 節減効果	維持管理費 節減効果	耕作放棄 防止効果	国産農作物安 定供給効果	計	総費用 総便益比
変 更 前	591,959	△54,011	△13,529	—	72,957	597,376	1.67
変 更 後	798,613	△55,942	△18,316	—	102,885	827,240	1.83

第7章 他の事業との関連

県営かんがい排水事業 道前釜之口下地区 (H22~H30)

第8章 計画概要図

別紙のとおり

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・道前釜之口上地区）における
事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

負担区分	金額(千円)	積算根拠
国庫補助金	(375,000) 606,270	$1,212,540 \times 50\% = 606,270$
県費負担金	(225,000) 363,762	$1,212,540 \times 25\% = 303,135$ $60,627 \times 100\% = 60,627$
地元負担金	(187,500) 303,135	$1,212,540 \times 25\% = 303,135$
計	(787,500) 1,273,167	事業費 1,212,540 千円 事務費 60,627 千円

()は変更前

2 地元負担の予定基準

地元負担金 303,135 千円のうち 181,881 千円を土地改良法(昭和 24 年法律 195 号。以下「法」という。)第 91 条第 6 項の規定に基づき、西条市が負担し、残り 121,254 千円は、法第 91 条第 4 項において準用する法第 90 条第 4 項の規定に基づき、道前平野土地改良区が定款に基づき法第 3 条の資格を有する者から地積割を規準として徴収し、県へ納付する。

～地元負担金の内訳～

(千円)

西条市負担金	(112,500) 181,881	$1,212,540 \times 15\% = 181,881$
受益者負担金	(75,000) 121,254	$1,212,540 \times 10\% = 121,254$
計	(187,500) 303,135	

()は変更前

3 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）の初日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第 91 条の 2 の規定により特別徴収金を徴収されることがある。